

米軍嘉手納基地内における危険物取扱施設の火災に対する意見書

本年6月22日午前8時50分頃、嘉手納基地の中央部の滑走路南側に位置する危険物取扱施設で火災が発生し、施設で保管していた次亜塩素酸カルシウムが消火活動に伴う放水と反応し、有害な塩素ガスが放出される事故が発生した。

米軍から「火災現場から風上約150メートル、風下約600メートルの範囲で規制線を敷き、規制線内にいる全員を避難させた」との情報が、沖縄防衛局を通じ本町に情報提供されたのは火災発生から約3時間後の午後12時28分頃だった。

その間、有害な塩素ガスが発生したにも関わらず、情報提供があったのは火災から約10時間後の午後7時半頃で、煙は基地外にも流れ続けており、住民の不安を鑑みると、基地周辺自治体への情報提供の遅れは誠に遺憾であり看過できない。

今回の火災は、一歩間違えれば大惨事になりかねない事故で、即時正確な情報を提供すべき事案であり、これまでの事件事故に対する米軍の対応には懸念があり、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 火災原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表させること。
- 2 実効性ある再発防止策を講じさせること。
- 3 救急を含めた通報体制を構築し、事故に関する正確かつ迅速な情報提供を関係機関に行うこと。
- 4 火災現場の視察を許可させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月8日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長